議会だより

野球場照明工事契約変更
―第四回臨時会―
昭和五十九年度決算認定
―第五回臨時会―

野球場ナイター工事契約金額変更のための第四回臨時会が去る十月二十三日、会期一日で、また、昭和五十九年度各会計決算認定のための第五回臨時会が去る十一月十八、十九日の二日間にわたって開かれ、それぞれ次のとおり決まりました。

（以下審議の概要）

―第四回臨時会―

◎議案第四十号　月潟村野球場照明施設及び管理棟等新設工事請負契約締結事項中変更について

この契約変更は、ナイター基礎杭一本当りの耐力を当初十トンと見込んで設計していましたが、杭打ちの結果、地盤が軟かく五トン程度の耐力しかないことがわかったため、一基当り六本の基礎杭を十四本に変更するものです。これによって、当初契約金額五、一〇〇万円が五、三九〇万円に変更になりました。

（原案可決・全会一致）

―第五回臨時会―

◎議案第四十一号　月潟村農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の制定について

このたび、木滑地区に農村総合整備モデル事業による集会場が建設されましたが、この管理運営について法律に基づいて条例を定めたものです。

なお、管理運営については他の集落開発センター同様に地元総代さんに委託することになっています。

（原案可決・全会一致）

◎議案第四十二号　昭和五十九年度一般会計決算の認定について

昭和五十九年一般会計決算の概要については本年九月の広報つきがたでお知らせしたとおりですが、歳入総額十一億七六七万九千円、歳出総額十億九、七三一万七千円で、差引き一、〇三六万二千円の黒字決算となりました。

（原案認定・全会一致）

◎議案第四十三号　昭和五十九年度国保特別会計決算の認定について

昭和五十九年度国保特別会計決算は、歳入総額一億九、六二二万四千円、歳出総額一億七、三七〇万円三千円で、二、二五二万一千円の黒字決算となりました。

歳入は、保険税七、〇九一万七千円、国庫支出金九、一七七万三千円、財産収入一〇四万円、繰越金二、三九四万二千円、療養給付費交付金六四六万五千円、繰入金一二五万二千円、その他八三万五千円です。

歳出では、保険給付費一億一五五万九千円、老人保健拠出金五、八七四万四千円、共同事業拠出金一六五万五千円、総務費九七一万八千円、基金積立金一〇〇万円、その他となっています。

（原案認定・全会一致）

◎議案第四十四号　昭和五十九年度簡易水道特別会計決算の認定について

昭和五十九年度簡易水道特別会計決算は、歳入総額六、六四三万八千円、歳出総額五、九二八万四千円で、差引き七一五万四千円の黒字決算となりました。

歳入は、水道使用料五、〇〇四万六千円、工事収入九二七万三千円、繰越金その他で七一一万九千円です。

歳出は、総務費九八三万六千円、施設管理費三、〇七七万八千円、公債費九五一万三千円、施設改善のための基金積立金九一五万七千円などです。

（原案認定・全会一致）

◎議案第四十五号　昭和五十九年度老人保健特別会計決算の認定について

昭和五十九年度老人保健特別会計決算は、歳入総額一億六、一九八万三千円、歳出総額一億六、一七三万一千円で、差引き二五万二千円の黒字となっています。

歳入は、支払基金交付金一億六六八万円、国庫支出金二、九九四万二千円、一般会計繰入金一、一二〇万七千円、繰越金六六七万八千円、その他です。

歳出は、医療費一億五、四七六万一千円、諸支出金六六七万八千円、総務費二九万二千円となっています。

（原案認定・全会一致）

今月の星座

十二月下旬、午後五時ごろ頭の真上に見えます。

おうし座

60年度除雪計画

冬の交通確保と除雪作業に御協力を

今年もまた雪の季節を迎えました。村では、除雪対策会議を開催し、除雪計画を次のとおり決定しました。

一、除雪路線と除雪の方針

除雪路線はほぼ前年のとおり決定されました。

除雪機械の出動する基準は、村有グレーダー路線と、業者委託により除雪を行う路線のうち、第一次・第二次路線は幹線・生活路線として降雪量が概ね十五cm以上となる見込みのときに除雪を行います。第三次路線はその他路線であり、降雪量が概ね二十五cm以上となる見込みの場合に行い、いずれも通勤・通学の時間帯までに完了する方針です。

二、交通安全対策について

例年一番問題となるのが道路上の長時間駐車です。通行や除雪作業の支障となりますので、今冬も臨時駐車禁止区域（全家庭にチラシ配布）が設けられます。

所轄警察署では、これら交通を確保するために、違法駐車の取締りを強力に実施されますから違反のないよう協力下さい。

日中の駐車場として商工会館脇、役場前、ライムライト脇及びひろしや家具店駐車場を開放しますので、買物の際などにご利用下さい。

ただし、この駐車場は早期除雪を行いますので、夜間（午後九時から午前七時まで）駐車できません。

また除雪作業中は大変に危険です。除雪車には絶対に近づかないで下さい。特に日中作業時は小さいお子さんをお持ちのご家庭では、十分なご指導をお願いします。

三、除雪に対する要望等について

除雪に対する要望・苦情等は、大字総代を通じて役場の建設企業課へ申し出て下さい。

なお、除雪中における損害賠償は、除雪車が直接、接触して与えたものだけとします。

このため、交通安全対策上からも路上に放置してある物品の撤去、雪の重みで路上に出そうな樹木の枝の伐採をお願いします。また、除雪の際田畑に入った砂利の拾い代も賠償しません。

四、防火用水の確保について

消火栓や防火水槽のまわりはきれいに除雪し、また防火用水となる水路には、ところどころ取水口を設けて消火活動がいつでも円滑に行えるようにしておいて下さい。

なお、各家庭で排雪した雪は用水路に捨てないで下さい。

五、その他

○豪雪時の大字月潟市街地の排雪は、役場・総代・商工会の指示に従って下さい。

○屋根から降ろした雪は、道路に出さないで下さい。

○月潟橋・萱場橋・富月橋の坂道に凍結防止剤を設置しておきますので利用して下さい。

○雪捨ての場所は村有公共用地（野球場の西側）です。

○道路に面した屋根にはナダレ止めをつけて下さい。

○道路と人家・車庫の出入口に設置してある乗入板等は除雪時重大事故につながりますので、必らず撤去しておいて下さい。

除雪計画の概要は、以上のとおりです。円滑な除雪活動ができますよう、御協力をお願い致します。

木滑地区
多目的共同利用施設竣工

八月より工事を進めていた木滑地区「多目的共同利用施設」が竣工、去る一日、大字木滑主催による竣工祝賀会が開催されました。村や議会関係者始め、工事関係者、各字総代、地元関係者が招待され完成を祝いました。

竣工した施設は、レストランを思わせるモダンな建物で、地域住民のコミュニティの場として広く利用されることでしょう。

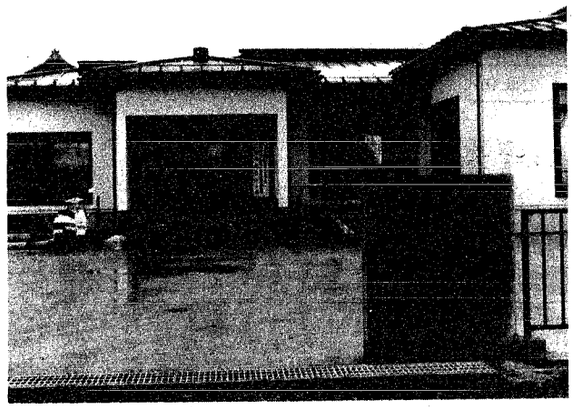

◀地域住民のコミュニティーの核「多目的共同利用施設」